莠草年録

鬼報録並外録

百三

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』請求記号 836-3

ガラス使用

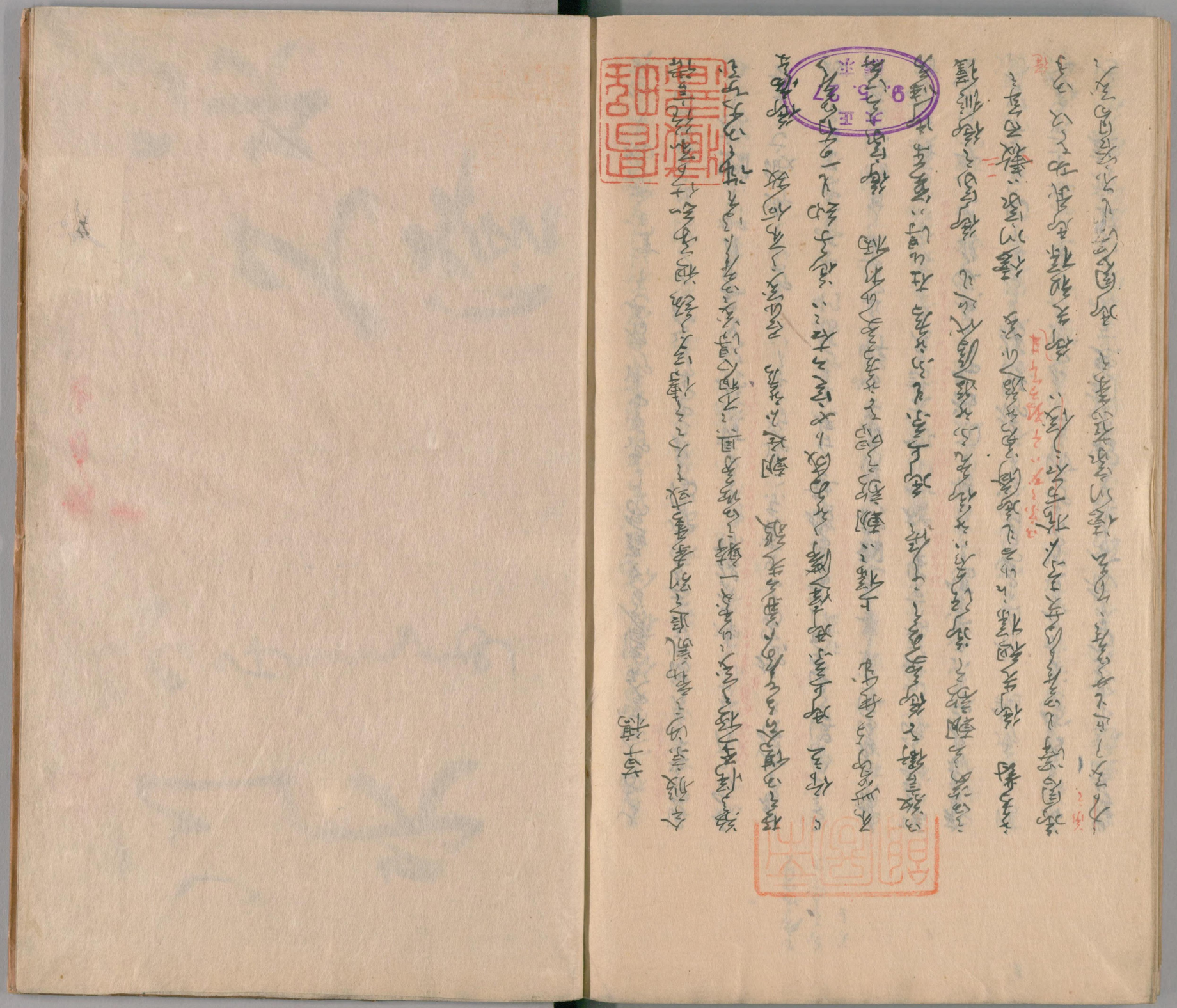

第壱編

今般宗門改ゟ切支丹宗門改ゟ切支丹宗門改ゟ切支丹

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館 タイトル『鬼報録並外録』 請求記号 836-3

ガラス使用 挟み込み物

山陽先　天子至尊ニ我合浪ニ輕ク制勅ヲ下シテ武田彩歌ニ誘
名ヲ為ス於人道ニ背ク御所為ニ逆ヒ連ニ御上京ヲ迫
常ニ御詠ニ作上ニ為ス事ト　御踏躙ヲ為ト　京軍ハ、
敵ニ味方ト和ニ八幡宮ヲ為ト待ト問　武田ト兵威迫ル事ヲ
恐レ怖ル　京軍ハ破竹ノ勢大諸侯ヲ多ク京軍ニ与ス
ル故ニ夜ヲ日ニ事ヲ急ク　朝敵ヲ行名ヲ正ク中ニ自信ヲ
ヲ得ル　実ニ高ク微勢ヲ以テ優利ヲ貴ク実ニ名ヲ
為ト　世ニ御家ヲ亡ス実ニ　御所ヲ御滅亡ス
事ヲ　御ヲ初ル　御ヲ初ル　御ヲ初ル　御ヲ初ル　御ヲ初ル
諸侯近ク為ニ　京ニ御陽ヲ移ス　京ニ御陽ヲ移ス
ヲ為ル場合ニ寄ル　御家ヲ　御ヲ　御ヲ　御ヲ　御ヲ

常山実　人
　　　

寛永二四時分ニ諸侯方のこゝろみ〳〵彦根細川ハ京軍ニ強中ニ寛永勢
ニ頃敵風家ニ如燈孤、　御家の豊臣ニ偽ハ秀吉ハ豊臣義ニ仕えしおもむき迫
ハ公ヲ迫ハ公ニ迫ハ寛永ニ向ハ利ヲ元右ハ迫ハ寛ハ
豊臣ハ御豊臣ニ上ニ〳〵ハ文ハ
迫ハ惑ハ寛ハ元寛ハ二ハ〳〵ハ文ハ御家ハ
豊臣ハ朝敵ニ成ハ御家ハ滅亡ハ迫ハ
場合ニハ此ハ寛ハ元ハ家ハ君ハ敵ハ
ハ迫ハ此ハ場ハ以ハ作ハ方ハ作ハ右ハ
ハ〳〵ハ元ハ有ハ御家ハ御ハ敵ハ
ハ有ハ者ハ会ハ此ハ場ハ作ハ
ハ家ハ敵ハ迫ハ敵ハ敵ハ敵ハ

政ハ信ハ〳〵ハ家ハ有ハ公ハ君ハ
ハ人ハ作ハ中ハ敵ハ御家ハ御ハ
御滅亡ハ方ハ近ハ〳〵ハ考ハ或人ハ公迫ハ作ハ好人ハ
ハ作ハ一ハ多ハ作ハ
再場ハ好ハ者ハ敵ハ方ハ有ハ右ハ好人ハ作ハ
ハ成ハ理ハ作ハ寛ハ御家ハ
ハ朝ハ近ハ迫ハ力ハ以ハ政ハ相ハ
ハ家ハ実ハ
中ハ〳〵ハ御家ハ亡ハ相ハ
ハ成ハ政ハ者ハ上下ハ政ハ
敵ハ者ハ代ハ

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
がラス使用

醇興餘論

抑天下之形勢漸〻に過ぎて[illegible]戦爭相爭論度京軍國軍引ぶと
上世後世[illegible]亂年止時に必定之後 御家[illegible]御[illegible]親[illegible]
[illegible]成[illegible]御[illegible]
弥四[illegible]方と在[illegible]戦場[illegible]
士[illegible]
[illegible]
[illegible]

勇壮なる性質にして頗る学問を好み[illegible]
[illegible]日住居或は移住[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さいけうまち。家社寺まであたり中お親戚。やうく〜せて居る〜行れ
ちまのうら。話をうけたまはつる材料の。いろ〜上樽をそなへもらひあ
服部丹造儀なるあるあるねる。こまこと女人法部つる部。そをひ
ろひあつめて。外編とるさて。彼氏あるるひて。書房よりる
そを外うえーといの。おみまもまもまも

の頃、帰国より以前近く和川迄入初成上り

○各藩歎願書

謹て奉言上し私とも儀先祖以来徳川家臣属まて有之ゆへ其普天率土王臣王土の儀ゟ有之況や累代過分の官位封秩頂戴罷在奉蒙莫大の天恩いゆ其今般　御政事ゟ一新万分の稗補と多之恐惶戦慄仕罷在し独つゝ去る三月三日不利し徳川氏当主入朝祈柄先駆の者共行違ゟ意外の戦争近畿の地ゟ発て炮烙を動し段承知仕ニ同驚愕先錯罷在し処終ゟ此度奉蒙　御旗怒し追討ゟ　仰出し旨実ゟ当主不束ゟ生し事今更弁疏可仕様ゟ無之し得共元来当主儀ハ先年来　先朝非常の寵眷とも奉蒙没て二心無之段ハ天地神明ゟ照覧ゟ乃在億兆の人庶ゟ承知仕し多ゟ座し乍恐一時ゟ人心不厳の処ゟ右等の不始末ゟ及し段ハ軍々奉恐入坂城ゟ急速退去江戸帰城後ゟ恐惶謹慎罷在先祖墳墓の保存ゟ閑居仕し為

私共徳川氏恩意を受罷在し身分ゟ取し下ゟ居時ゟ坐視傍観罷在し不忍何等天地覆載の御仁慈を以寛宥の処置ゟ　仰出し様仕度奉願し乍恐私共徳川氏ゟ附属罷在し身分ゟ以今般の義如何ゟゟ諫争抑止可致筈の処其義ゟ不及段多罪の身を以歎訴仕し多非分を不顧奉恐入し共伝ゟゟ前文申上し当主謹慎恐惶の義ゟ有之且ハ徳川氏祖先奉対　朝廷茶順の道を尽し乱を平け治を致し奉安　宸襟し微勲を思召不被為捨何卒格別の　恩典を以て寛恕の御沙汰被下ゟ・獨り徳川氏再生の恩沢のみならず関東諸州百万の生灵鋒鏑の難ゟ相免し盛大の復古の盛運ゟゟ可被為ゟ恐惶蟻繊芥の微衷の函取仕下置幾重ゟゟ執奏の後迚無流謙奉哀訴願し恐惶敬白

二月

右小田原侯佐倉侯を始四十三藩の歎願書の由三月二日各藩名代の重臣等

太政官弁事所へ奉りしと云

○無題

血涙凝成一篇字孤臣哀苦萬重深精誠聞説透金石　聖主何況
天地心　　書櫻藩　依田朝宗之作

右哀訴の為め上京する付ての作なり

○

去る二月六日會津侯国許へ発足の節上野ゟ前三橋の辺ゟ下来山門の者向い良久しく遥拝仕致家来共へ者く下座罷在其後出来成い上野辺通行の者共ゟ市中の輩らに覚感涙を流しに

○鈴木縫殿介ゟ　勅書の写

一先年以来　御所決之弱し有之処贈大納言の遺志を失先代譴責の好人に致

参用加之徳川□諫争の通りに不行届今日の次第ゟ如何ゟ　思召速ゟ鈴木
石見守川三尼ゟ初奸人共加厳罰忠邪の弁を明し藩屏の任を不失様　勅諚の趣
御所決の事

○

成瀬隼人正
竹腰龍若

今般一新ゟ付可為藩屏之列社　仰出の事
但し是迄取扱来り国政向難く故儀ゟ其旨領主願立可申の事
尾紀水三藩附属五家の輩已来可為藩屏の列事

○持平論

天下の勢力とへ搭衡の如く其平を得ざれば治まらず彼徳川氏獨り改革を専らなせしゟ其勢過重なる故ゟ諸侯多く之ゟ服せざる徳川氏も亦自ら其非を悟り

て王政復古の事功之を輕重宜しきを得て国政大に治まるべき機会あるを惜哉日本開化いまだ全らざるの故を以て所謂三藩なる者俄に政権を擅にせんとするの心を生ず

れ豈に再び言の戦争を生ずるに至らざるべけんや此戦いえ来三藩の専横より起るものなれば其勝利を得ば日本の幸なり如何となれば徳川氏若し勝利を得ば其勢まる後前の如く過重に至ることを必然なれば又徳川氏敗退の後三藩の勢過重に至るは自然の理なり之れと世時三藩の徒退て政を修め公平を持し満を保つの心ひるがえるは亦善く其平を失はざるべきに更に甚だしく勢に乗じて関東を劫するに至るべし平を失ふて最も甚しきを以て此後いかに成行くべきや我の知る所に非ずと雖も姑く理勢を推して之を察するに三藩の徒此上なき徳川氏を削殺し東方の士民を凌辱せんとするに至らば其勢過重に堪へず自ら破るべし必ず会津の為に破られんか兵乱戰の企あるべし会津は地嶮人富世の知る所なり三藩之を伐つと雖も強弩の末勢

日誌抜
三職八局
官吏姓名日誌所出也

らざるを破ることなきを能はざるべし誠に問ふ三藩果て之を破ることを能はずんば如何答曰三藩は過重の勢を失ひ東方過重の勢を復し大勢平均して再び日本の天を治めるべき機会あらん是れ我等が国の為に希ふ所なり又問三藩の力能く会津を破らば如何曰く其勢遂に日本国中を鉗制するに至らん然るときは是れ天下を治むるの道に非ず且つ外国交通の世に行はれて行はるべからざるに我れ内乱の底止する時を待らん

影響

野山ふる木の櫻過しせてそ見人こそ我花やかりしを

総裁職

月金千両

議定職

月金八百両

参与職

月金五百両

中外新聞外篇巻之四　　慶應四年閏四月

○六侯建白書　太政官日誌第三所載改修之

方今外国の事情は洞察仕候如世態変革一朝の儀は無之候へ共知良は
隔て候へ別紙列藩建言之次第も有之候条献言の通　御決定の思召は
間為見計下し置事

右ハ坊城侍従殿　東園中将殿　より建白仕候由

一兵器素唯城地を守るのみ　皇国守衛の基本にて極めて重要
に候条暫くの託し計下度奉存候事

一江戸城は神祖挽乱向化の基地なり若し之れを失ひて根本を絶つに
極度の恩典を以て存有奉願候事

一八州及び駿遠参を神祖ら箭汗馬の大勲に依て天賜ひ人與し給ふ所ら掌握の基
地に御何年極寛の　恩典を以て家名相續の者へ永く御　下賜度奉存候事
就て臣等一同胃死恐惶微衰を顧露し奉歎訴仕候一大事有之候一て臣等ら
死所を知らざる者是なく其旨趣を當正月の変吾が内府一旦　渥恩を失
ひ隨て燥腸の忠頓に消し鎖金の議交々起り　公武三百年の恩義忽
ち破れ及び申事天ら人ら云れを何と言えん　那の退職の表清側の
奏皆是れ去私憂国軽身崇　皇の方ら有り慶喜何で国を忘れん慶喜
何で　君を忘れん人或も之を叛と言ふとも明神煌々歳祇赫々日月来地に落
ちん百人を誣るも豈神を欺かんや豈天を欺くべきんや討つの
勅は　天皇ら討ちたまふは吾君ら有りますなり　勅に從ふ事を成さんら
將ら君を衛ら事をなさんら思ふ臣等ら死度を知らざる所ら時今の

勅裁に依るべ暫くこれを御寛典と言ふと雖も到底吾君を身を容る
の地に惑ひ且其城地衆臣ども保つ事を得ざる時は畢竟亡滅に陥ぶ
べき形ら此際臣等如何を口を噤み坐視せるを忍びんや人ら云
譬に押され無益抑ら終り業もあれ千歳の後議論一定事理明白に方て孝
の臣等を弁ずる者これを何と言えん將人ら云えん乎ら大義と言えん乎抑吾
大日本國は　大直霊に成まる　神国ら掛まくも　天皇下民を極御ら慈育を
準とし臣子の上長に敬事する忠実を重しら是れを以て　神国と
ふるら今や　天兵降東に於て吾神祖天大の功勲泡沫に等しく今や大樹亡滅
に方りて曾て国難に殉ずる者を見すは是れ一の孝子ら一の忠臣な
き形ら然らは則只獨吾東武衆臣の愧のみならんや慈育忠孝共に絶無
に殆く之を弁じて国ら云ふと言えんも亦過てるとすべし是れ臣等ら

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

言を忍びざるを犯し言ふ所まて其死虐を知らるも敢て基を所以なり
且夫れ人熟か　天皇を尊び奉らざるんや人熟か　勅を畏み奉らざるんや又人
熟か死を怖れざらんや人熟か生を愛せざるんや然るに而して死を怖れ
生を愛せずして其言ふる忍びざる者を犯せる何ぞや國賊なるのみ　大直靈
の背き職を棄てしは忠孝を絶つの忍びざれをるの嗚呼道は國の至重なる
害義は国の至賤なる青天白日の下如何ぞ犬彘の行をなすの忍びんや
嗚呼吾　天皇を　神まします父母を　神まします父母を　神まします父母を
及ぶの　極慈極恩をめくらさせられ近くい臣等の許ふる所なれ
の苦衷を照鑑ましまし遠くは創祖家康の功業を者み合させられ格
外無比の　恩典を以て如願　御赦許千歳下家名相續千秋萬歳以忠孝奉公
機まくも畏くも　君臣水魚の恩義始終貫き遂げ以仕奉臣等文る
を臨て此墨此涙るを知らず冒死恐惶奉　奏聞候

東武旗下千城臣一同

青眼外史

無題

公門議事引羣賢。布計不聽還赧然。嘗道文章堪自用。元来未熟
說難篇

巻之五

○江戸表公議所取建之布告

皇國御制度の基本は全國の公議を以て定むべきは至當の儀なれ改權を奏帰
朝廷諸藩公議を考尽さい様　夫天朝致しの後日有之処なる是迄の冨改何と熟考
をれば士民の心を怪をぐる事少らず実以歎入い動て此度公議所を設け廣く

浪人の公議を採り上下の情相通ずる様致し度ぶ間銘々見込み後不憚忌諱申聞ぶ様致し度

との　上意なり

別紙之通　上意有之候仍て　右用見込上ル下次男三男庶分且諸士并百姓町人迄

迄有志の輩ハ見込ぶ次第書面を以て公議所へ可差出立ぶて事柄ヨ寄ハ立ぶても不苦ぶ事

右之趣向々へ不洩様可申和解ぶ　正月

三月六日　對州侯ヨ達　幕ぶ書付二通　太政官日誌第八所出除

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

林昌之助高官位を辞し差上願　王ぶ免之願ぶ

此節加州人数人会津へ大隊計探ぶ

会津兵白川柳倉を攻落し庄内兵天童山形新庄を攻落し仙臺出兵引揚ぶ間別

[illegible]

今兵攻撃ぶ急ぶ攻落しぶ

当二日徳川慶喜人の由上役手要津表ぶ英国津陣屋ぶ寄敵誘引ぶ為

[illegible]

[illegible]

五月十九日
下野今市戦

茅屋瀧兵衛山川大内蔵軍奉行田中蔵人脱走兵大島主分口部某都て
千五百人程右の勢藤原高徳大葉へ出張の処官兵土州彦根の勢押寄日光
の領小佐越村柄倉村辺より今市の向富士九日戦争相始り処官軍敗走
の由翌十日今市の辺まて又戦争有屋山処是又脱走兵會津勢勝利の実ひ

武田耕雲斎の伴金次郎と申人歳十五六才同人分の男若年不知十三才の者越前福井に預け置相成
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五月十八日朝五半時頃雑司谷御獄南坂と云処にて侍体の者両人接合を類る戦ひしが
終に一年倍の者肩先を切られ切り落る者ども
大坂ヶ手成と写
此度右金額直増たる事　亦今通改略
五月廿九日

去る廿一日東山道総督岩倉侍従鎮撫として江戸伺候着因州屋敷に入の由

過日西郷吉之助横濱に伺着と言しも虚説にて弥十九日三條口并に林玲十郎と共に

大坂出帆の由右実説なりと近日着船あるべし

江湖新聞抄　第一集　慶應四年辰閏四月三日

一　四月廿八日大原前侍従或は房総鎮撫に為べとも事情を詳にせざるべからず行旅厳

御紋付の朝旗真先に押立ての州侯の人数四百人ばかり我隊に其後に従ひ海

軍御先鋒と立てるセーロの旗翻翻として風いとゆたかに其外立烏帽子に錦乃

直垂を着し悠然と馬にまたがり供奉侯人数百人ばかり警衛一時

大川端松前侯の第に着陣之項日大川筋の橋々に警あり武家に来る姓名を

問ふ這は則ち大原松前等に陸奥の故なるべし

一　閏四月二日千住仕置場田町の入口に青竹へ首級を置きしとあり其

捨札に曰

大逆四郎盛之輔元

日光御領内

徳川家に対し奉る者

此者儀を家に敵をなす反賊なり天誅を行ふものなり

国橋　筑州侯
新大橋　肥州
大川橋　若州
永代橋　薩州
石原辺　細州
鉄砲洲　紀州
金杉　紀州

国の海学者なる伝吉の邸に新稿一作あり思ふに世二士の中なるべし
唐国上海新写紙の横浮に云常考に美国人の乱起りて全く西意となる
其一を南方とす　京師を仰き中央西を大名者一又を一に東
方とす江戸を戴き北国諸大名皆一時に此内乱の初めに江戸府と西
国諸大名甚だ不和なりしを　京師に仰たるも兵を
為すべく江戸府に組敵の名を蒙りて称朝敵と云名に日本こそこの上
なき汚名と業なり書作る故に江戸にてこの汚名を蒙る事を恐れ
官軍に向て敢て茶煎謹身なる事を専らとせらるべし其後京師成
行なる礼預りめなるにより唯兵庫に勿論横浜長崎とこの騒を故
交易甚だ衰微なり但去年兵器いつまでも西洋風を
用ひる外国人を恐れの心習を捨てる論穆なれ共なほ戦争戦争大

平に復せ外国の交通に一層多事に隨て開化なるの進歩も来るべし血腥を踏
て昇平なるべしと云ふ事なり即去年の西洋に於て云ふ迄
西洋戦西ポ二千で国なる暑で

○大給侯より東叡山覚王院に乃渡和成の書附

北陸道総督陣所を被不便利に付東叡山口口出る後に明居に新に付屋敷に都合過日
終に及戦ひの如彰義隊警衛致居其旨意不初分に付談判の如き城明渡に付ハ重器
其外影像位牌に取集方警衛として守衛致居に迄明渡に儀難渋に付中立に
候方なる器に警衛に候不初分に付手傷に拠合なるひに付き彰義隊中出い
方に付神妙なる儀に　当方に家早明渡に不及共迄に迄市中警衛厚相
なるべ一の為に所に方に居中に方なるに本先一のるる事
但門に人に通行不為致候に不宜に方変に為に通行いて

其長侯一の和通り有之候

四月廿六日

官軍各国人數各院に分配之通行儀は彰義隊の答に多人數儀有之一行御出者て
出入禁順之儀を厳失し候く心配仕候中出入人手儀次第有之候に付右様之節は
其つ者人共が廣小路常生院に案内各院に相通ド一つ之者院を又院代所門外に出向
手便を以て
申出候事

一 此度彰義隊を為代不敬に再度大徳寺に立籠て
改メくちをきれ 作出り由

一 俳優浅村田之助儀絶妙に付外人大感し或は実に婦人なるしん千金
を擲ちても一夕の歓を貪ると申候せる洋人しあって頗る迷惑せるよし

一 亜米利加合衆国陸軍コロネル役 デーギュル敵戦争の説有同書

一 大久保市兵衛江戸表西郷吉之助林政十郎小笠原都へ出乃ち是御家器物有同

ふくさ事有ての由

閏四月紀日大内原より之来状写

一 彰義仙台侯の勢を引退く白石迄出張同所地元倉小十郎は先手として領分
境へ伊達安芸は山中越へ出張なれ鎮撫使九條殿より仙台侯に出
馬相成り候

一 上杉侯は先祖不識庵謙信公遠忌追善として近日就後園春日山に於て供養
取行の為同如く陣屋有之相成い

一 加州侯は息女當今内侯 即ち太神に輿入に用意相整ひ不日に婚礼日取結
一 日本陣営等に因英人て写真を出す

一 甲州に参りし人の話に甲府にて市中一回に付とて
以ての外に士気に是迄に引よく減しなる行兵仕せる人とあって市中に

て、日数重積るものあるし由

一 同人の母方親類保谷太郎と云える人親族に浮説を入家同組所紫雲堅和、方の貧謀成よりし母給入家とるるし保に家内主母に後令に飢死して紫雲八今以て家内に存生せる説この母捌ひて成し

一 上野国宮部蔵千五日第四五番一の遠方の和出一歳名上野廣吉路辺に相対相撲金秋三河為近の銘を所人オ江生面四五番四近引歳し最強強として去る二百三百引続山内に来る二日百五十人余三日に到て四五人余に到る

一 仙優河原崎権十郎蔵二十日市村座にて角屋熊谷の狂言大当り此狂あるる浦士吉日引続を来る仕手をえ十多に出る蔵心の所に吾を

権十郎と成者く相手仕多の俳優相撰へしとし或は四人等浦のくるると

、四月五日瀧の川三好家る中仙道板橋宿との間一丁塚又右衛門の茶

第四集 閏四月九日

宿を元来浮浪の者に初五番新撰組を勤め後に江戸に住居改し大久保大和と変名し甲州道下総流山に到る官軍に捕り改或は徳川公の命を受ケ帰不容易企為に成上に 朝敵下に徳川に為に仕り沒収罪数に成ると多あるに仍て死刑に行ひ来る者七十人に成る者や 四月

近 蔵 萬

海軍より差出せし上書之由

乍恐有説を形成一同乾坤に治革人倫に大変に際会仕是迄既新嘗膳御茶喰に御新意譜に相守伏而 朝裁出ると奉待候 弥 御裁許有之に成候 條中江戸城尾張に御預ケ相成 徳川家御領地に成 御家御領地に成 中に軍艦軍艦不残 御取上ケ相成 此度 徳川家に対し 海陸軍一同より 朝廷軍に対し 新政第一封大久保一翁 伺書 人物 御用 御用不可有 形容 御用 御用

甚以不怎念ハ　形共一同篤と熟考仕ハ尾濃も　朝命と八節ア宗家危急ア
秋ニ當て及ロ征東師ニ列ニ加り条論ニ心得方と一同ア存ル事我
德川家を料理ハ以て一ア之ア存ル事我累代浴恩ニ民一同唯々と一ア事
命ハ結ニ八第一人倫ニ大義隆地ハ置ア名ハ我　德川御家名相存ル
ア其実ア是ア銀ア三百五十余年ニ御鴻恩ア一朝ア之ア忘ア相成ハ節ア恐ア
尺ニ童子も結ア兵ハ義ハ武ア將又軍船軍器ハ我　德川家保護ア器ニ心ア幸竟
今日等ある者と存ル何ア以て　御家ニ存ル相ア不ア中ニ　天朝ハ神ア上ハ祖ア
ア上ハ　御累代様ハ注意ア度ア相ア不ア下ハ　形共一同是迄　御鴻恩ア奉浴ア
形共ア相考ハ以ア上ア近ア条ア文是ア一同新然ア仕人倫ア大義ア踏ア條
理ア有ア者ア弁ア右二ア條　御許容有ア以ア近ア者ア此所ア以ア和ア君ハ
王兵ハ對ア相暴ア儀ア名ア不仕ハ只管　朝命ア相改ア人倫ア道相立

ハ迄歟形共存ハ愛ア　形共一同ア願相異ア不ア於ハ微力主系ア寄ア名ア口口ア相
ア取ア二千余州ア海上海岸口ア紋以後相異ア不ア移可仕ア得ア分　天朝ハ勿論
諸藩領海岸ア持船ア千艘ア私ア有ア生ア仕ア者ハ是ア近厚ア
御ア渝ア分ア私ア御船ア運用仕ハ條擢髮難求ア罪ア存ル事ア一
同ア心事ハ地下ア　御累代様ハ一ア下ア名恐謹言

御家海軍

辰四月

一　静寛院宮様ハ田安御殿ハ天璋院様ハ一橋御殿ハ御ア遠ア離ア不ア出ア
方様ア近ア御城ハ一ア生ア御用意有ア之ハ就且一橋殿ハ猿江ハ屋敷ハ
移ア成ア有ア共ア普ア有ア之ハ分ハ作ア文ハ貝ア金ア成ハ就
一　七日移ア出ア將殿　静寛院宮様ハ御用有ア面倉ア下ア田安御殿ハ出ア成
一　北国邪佛徒ア檄文ア出ア浄土真宗ア者ハ一ア揆ア出ア天下太平佛道

興隆ニハ字共念佛の六字を旗の中ニ書し之を表紙ニ文中ハ佛敵ニ成ものと
討べしとの趣意を記し事実ハ偽り多く判然ニ成ル形ハ後報を待ツ

一 五三日芳戸田家女二共柳原式部大輔ニ面会ハ不審ニ成有ニ付先鋒ハ免し
ハ彼年治ハ少弐ニ成首相参謀ハ相違の趣ニ家ハ名古屋安藤の第ニ成
出山

京都ニ付 仰出ハ御書附字二通

今般 王政御一新殊更当節関東ハ進軍相成の事ニ付幕府ニ制度を以諸
侯家族共家来ニ定所ニ在ル面ニ国体在所ニハ速ニ引取ニ仰出ハ去
勿論京師決定不待帰順ニ道相立ル者速引取ハ如有ニ成相聞ハ其ニ応ハ
ハ附ハ御一新後引渡又ハ公ニ五稱ハ委細ニ後来十二日ハ必用ハ事務局ハ
ハ出ル 仰出事

但十二日以後引渡ニ付其節ニ成ニ而出事

追ニ成ル人在国在邑ニ向ニ道程遠隔急速ニ元領ハ務手成ル事ハ一ヶ月ハ
右ハ御令速ニ達ニ元領ハ而出ル

一 諸国方石以上以下私領共寺社領ハ是迄幕府ハ当ハ出ル事ハ村ニ庭
面手続多速ニ改役ハ出ル

一 諸国ニ内元幕府ニ預ル所共元郡代元代官支配不届ニ付ハ仮ニ
向ハ左ハ帳類字ハ系多速ニ改役一所ハ一ヶ所出事
但諸預所ハ向ニ元ハ出ル

村方帳 昨年元国帳 村帳 但帳類ハ長紙ハ一ヶ月調ル
右ハ通ル 仰付ハ間不漏様ニ致ル

閏四月兵庫ハ来状抄録

日本人大坂通行ス兵神戸外國人居留地を往来頻ら煩らい甚だ世度多き人の為ニ新道を開き山の麓を廻り道幅八馬車二輛を支るく通行出へき程ニ造り全く外夷文の利利とるすへき目論見あり

一 帝今又大坂行在ス在七日程以前迄ニ主ス堂兵庫ニ下寓ス兵庫ニ寓ス一見ス為ともなるへき事ありての故なるらん

一 大坂ニ別段の新聞ス當四月十七日大坂の住人数人の楼閣に於て外人の者の内鍬を持石を打て十火花火発ス石器破裂一人まの死亡四人深手負人あり

一 上州ニ来れる者の話ス小栗上野介今回江戸に於て郷勇を募り其勢千余 右討幕として高崎 安中 吉井の三藩の人数を向ケ五月十日頃の積りニ発ス出張ス此戦ス及ひ安中藩(利)あり詳細ニ我のら事実等ハ詳なら此々

小栗上野介今回江戸に於て郷勇を募り其勢千余

一 加州侯ハ北國の諸藩脱走の者の領地を奪ハ七州を以て詰ド一の相得ス 品川に百人

且ツ長州の寄兵隊 数後新潟に相四ツ成ス中 已上

内外新報別集第一號ニ聲見ス慶應四年四月十九日出板一巻 都ス大改官三職

人名ヨリ大坂 大和 兵庫 九州ハ之官職人名ハ ニテ 公武便覧ト全同シ

江湖新聞第六号　　慶應四年戊辰閏四月十二日

日本政体及内乱の説

横濱在留洋人某の著せる和文にて本國議事堂へ送りたりと云ふ余故有て其稿を得たりなれども長文なれはその大略を摘録して　天下に公文ハ追て繙譯して出すべし

去る年以来日本の内乱一時に起り今日の形勢に及ぶ此事態を論ずる者　帝の政府を称賛し旧政府を毎事すべあり彼天君又た祖宗の政府を軽視せるあるを以て或いは自己の私論より説を釀し正論と名づくべきに歐の諸州に日本の政体国制を知らざるもの俄に新聞の説に依て成敗を以て形勢を論ぜハ大なる謬を引出すべし未今其大略を概論せん抑徳川家の政体ハ　家康公以来二百数十年間封縣の制度にて諸侯を鉗制し歐州中古に模倣り唯異なる所

帝あるを有らざるを色外国の交際ありてより日本の諸侯皆自主自立の正権あるを悟り隠又　徳川家の馭御を免んとに此時なるを以て徳川家ハ智度を更張すべき機漸く衰微し強盛の末勢に類せり且つ南方合盟を為す　帝を擁せられ前大君京都の戰に敗走し　祖先伝承の大権を失ひ事勢の然らしむる処なりとし帝家の大節ハ日本人に取て公卿多年の勢を以て扶翼の名ハ之有と称せらるもの魁首となり其余の諸侯ハ班列を列せる迄なり改革を採るの法　帝を戴き議院を設け議官を置き輿論を問ひ歐州立君裁制の国体を擬模し頓に開化に至れるが如くなれとも其事業ハ全部事を得ざる故に其故何そや立君裁制の政治歐州に行はるゝの勢を考るに封縣一変して国君擅制に至り擅制一変して裁制に及ぶ封縣より直に裁制に変せるものとなれば今　帝之改革にある定額の兵員金穀ハ皆両聖より出て存るを今望一変して解セハ　帝ハ再び原の空位を

概し給ふべし況政府の実情京師の動静如何なる譯歟且此会盟ハ徳川家を偏
執せるの一念を初め其隆私意を押み政事を長崎に於て閣
けり
会津の兵江戸を奪ひ義方君江戸城を去り給ひしが殆んど一月を経へとし市中ハ騒然として
会津を賊せり且つ仙臺を会津と砂らまし敗後信濃日光下総の兵隊蜂起して徳川家
を助く会津の兵ハ昨日の敗走し帝の勅使ハ近く必ずはるを去
さしと果て然らハ横濱ハ再び徳川家の有となり日本二つに分れて
乱を待ちて大平の日ハ遠くし
外国公使ハ皆中立不偏の説を唱へ皆近の條約を故め今日ハ帝と日本の君主と
認め昨日ハ又義方君を逆者と名け日本の国政を紛乱し衡平を保つと欲せり
況万国公法の認むる所と雖も余り所見なく之を西洋に施すべし之を西洋に施す

ま能はへらるゝ今東洋半球の民衛く開化の域に進ん人とせる為あれハ之を憐ミ之を諭し造
物主我歐州の人を愛憐せる報ゆへきやあらんこの乱を敦亦し生民の兵及ぶ若
し先を信親せは天理人道二つるるら全くなくし況や日本の内乱所債ハ交易の
理に関る衰へ條約の甲乙を紛乱ハ外国公使ハ行ふと雖
何ぞ是を退くるを以日本人民の迷惑せる風情あるべき五畿の乱ハ好友なるべ人を
助くるを之是近の外国交際を面相せハ自ら人あるべし試に見よ義方君ハ或ハ
と堂の諸侯今洋の如き他日日本を面傷せハ必ずしも外国政府ハ信ずるなれ
朋友の誼を敵ハ条約の大罪日ともしるべき信義の実行と東洋諸国我国の
英名を失ハと失ハさるとハ今日の一挙にあり或日日本北方にあるる家を義君を
助ん事を欲せる一友あり（魯西亞とも云歟）この事実なるべハ歐州の諸強国ハ歩を得ず
帝政府を助け東洋の衡平を保つの策をなし再び国家を戦を東洋に開く

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

数千万の生命と汲て日本の西くじらるゝ[illegible]

こゝに横濱へうルト新聞紙記者の著す所にて彼国送りの新聞紙に載せ刊行せりと云へり我々やうやうとたゝん

當月旬水戸より横濱某の兄弟及び其の兵隊の為に復讐せゝ事あるべき由此度は先ず今年左平山に彼国を畫て殺さるゝ者多しと云

彼の地に於ては各の陣屋あり高百三石所在の兵隊より右の陣屋に引取会乃ち又四日近辺引上る日日に至り陣屋預りの者仮某に服して上る由

後の報 この陣屋は今穀もお名残へ[illegible]

閏四月三日出板横濱へうルト新聞紙の抄

此報今津の矢城若狭の近所にて官軍と会津侯の兵隊戦争ありし処官軍の隊長陣没し兵士三百人生捕りたるとの報告を聞くこと雲霞を乱るゝ如く恐怖の色[illegible]

○閏七月ベルト新聞紙抄

當月英国蒸気軍艦サラミス横濱へ入港英国ミストルハルリパルリ及び諸藩の士官一同此船にて来着せり

英国ミストルは去る金曜日即ち閏四月朔日 帝へ拝謁して翌三日日国水師提督ハルリケップル大名三人をロドニー船へ招待せり此大名中の一人は 帝の為に叔父に当る人なりと云

○

横濱ゴローブホテルといえる旅宿ロドモニーと云人此宿せしが去五日夜三時ふと睡

と言へども一に燈火滅へ寢室の扉半ばひらけ隣室より明るく透て又々障子越音ありて
其室と通ふ扉の方へ往るゴロードモニー兵部さまと相ゝて頭髮をとりて一婦人を
男人の妻し部屋にて焼と思し男子の者なこと有ると相ゝて婦人をとりて顔を更
ゝ情婦姿態をなし賊情判然とし蓋し賊婦焼死を物と覺ゝ部屋のうと撰
ゝ出しかしこ後燈を滅しゝるゝん男子の間ゝ〳〵と語を相ゝ言のれんとせて
う賊品の隱秘あるゝ姿賊故をのくるゝ男子をのるゝ事ゝ〳〵ゝ
この結果なるゝ事ゝ〳〵ゝ

今度田安中納言大久保一翁勝安房ゝ江戸表に帰府ゝ待ゝ後ゝ
後任をおゝ御新陣ゝ為ゝ下ゝ

皇紀月七日

海軍奉行 勝安房

江湖新聞第七号　　慶應四年戊辰閏四月十日

閏四月九日ヒ板橋濱ヘラルド新聞紙譯

一 江戸近在ゝて東西ゝ両軍戦ゝ及ぶ事既ゝ七度ゝ至ゝて七八日以来ゝ両日の間ゝ五六度の合
戦西軍常ゝ利ありゝゝ〳〵ゝ

一 薩摩ゝ當節稍困難ゝ及ひ出れ事ゝ別懇ゝ大名あまゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
来一同の飢を救ふゝ由ゝ

一 西軍利加亞御船ゝ江戸ゝ来ゝて雇ゝ上ゝ相成ゝ多ゝ上方ゝ通りゝ兵士輜重を積込ゝ
為ゝ之ゝ〳〵ゝ官軍部ゝ南方今四方の劇戰ゝ〳〵ゝ

一 加賀 金津 仙臺 西部 ゝ北ゝ国の諸侯一同ゝ 帝ゝ上書ゝ 假令如何様ゝ成ゝ共
新政府御取建ゝ付其今四方ゝ逆判新仕且ゝ南方の兵士ゝて江戸ゝ分ゝ〳〵ゝ成ゝ新政不順ゝ
山々 ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ及ぶ

一帝の御有様ハ當節薩摩長州の奇化貝とる給へるハ諸侯ハ藩屏を建て之に臨ミ
帝南面しておはするのみにて ハ天都合故武門の政天将を称し来るなり
一右の如き多横の新墨あるまと憤るも寺院最し多く設る京都の伽藍ハ
事務ハ 帝の御威厳なるされハ神仏の教に導び 帝を御尊ミ奉りし
と其ゆえなるべし 若し寺院の談論宮ありて發起せるなら其威力を南
方諸侯の会議又北国の軍議よりも却て盛なるべし抑この国ハ宮門の人心
を得威権ハ軍事なるべくして 帝ハ其建言御採用ハいたしん
るべき預 一日も

一英国海軍船隊ハ今次 兵庫大坂の海港 解纜せり

佛国巴里新聞紙抄

佛国の帝ハ夜白石を供ひ乙ひ戯場 御幸ありて俳優を御賞あり 一人を称
嘆の仕方を勉りもの有年来美形女子ハ多くの中絶なりしかその業極めて化を出て強る
真の涙すて辞臺をとりてぬまハ元和の人皆知る和の人皆知る 皇后その絶技を
御感の涙真の涙のもてる事のふりてそ御側仕一の女官を出屋へ来ハ
はるかに花かもてるけ芸なる物さ業と御感ありて後のるさへ尊ハ
ひろくしハ赤くしハ赤うしてなきこれハ妾の身化として切るるものの少と思ひ出せるを
てひろそのかの妾友伯爵の八千代まと繋りし男兵士を聚りハんとくて花も
親一郎ひしに妾ハ食しく物しれとうとう技芸の芸人をこれハ称ハ為記として茅
引せ見男し今ハ女人術るく誓ひしるハ仇をうとせめて ハ芸の千フランとハ
施せ術とあくんろと繋ひ見えるハ人しさもくしかまと彩く時しかわさを行して一人の母
さくるしく称賛るまハ見ひの式の面白るを何くいるをを夕アるのこちら北熱
嘆のわをを行るまるのと思ひ出そ後国にて芸ハとをるひらひるひ言上るハ 皇后

[illegible]

二ノとらへ[illegible]老母の養ひ料として外に五百フラリをさへ賜りける[illegible]の父母

たらんにいかくこそ[illegible]

皇后譚ハ千せ二ノとうとうもう四班牙国貴族の愛女日美人方々の姿を[illegible]の佛

国帝那破倫第三世の皇后となりしの国に[illegible]

[illegible]歌又 国帝他国行在の節に機密の[illegible]

と皆人称[illegible]

○

一 近く御軍艦三艘上方に通し一の相成為是に[illegible]御勅使御[illegible]国[illegible]

一 長州竹腰龍若先頃より譚[illegible]相成必当節有志[illegible]

退けんと謀[illegible]

○

一 歩兵頭大鳥圭助八月光辺より会津へ矣[illegible]少[illegible]この人[illegible]西洋兵学に長しの人[illegible]ハ当月上旬金津侯より材正十郎を使者として彩[illegible]君侯より大鳥へ時服刀を贈りもし旦[illegible]

松城下境近自らの出迎ひ相成軍師に禮を[illegible]厚く御待遇に成り由[illegible]

て八銃隊個練[illegible]熟達し戦争に[illegible]十分相整ひ[illegible]

一 大後督府より[illegible]季[illegible]人一統に[illegible]として金十五万両但し一万両[illegible]

[illegible]田安敬[illegible]有[illegible]田安敬[illegible]家老[illegible]督府[illegible]

[illegible]人心を激し不服[illegible]相[illegible]

と[illegible]人[illegible]

一 當月六日夜歩兵頭並杉浪橋之五陸軍奉行義の命を奉じ後藤小隊兵隊を統領し[illegible]越上徒士横手峠村本陣を襲撃る渋り山者文不意の[illegible]を[illegible]
命令を[illegible]ありて実事を[illegible]ハ二の輩を[illegible]この人ハ幸生嘉賞[illegible]て[illegible]家
の為ハ力を尽せ[illegible]人なり

一 去る廿六日川八幡辺戦争の節上梅野[illegible]間ひ有之ハ[illegible]
方[illegible]せ[illegible]大小の[illegible]多[illegible]間[illegible]命[illegible]不[illegible]富と[illegible]故[illegible]和蘭製[illegible]
銃の[illegible]口[illegible]て兵士所持之銃ハ英吉利製のインフィールドライフルとの由戦争
[illegible]ハ倉卒間ケ[illegible]ら遠[illegible]ハ[illegible]れハ[illegible]日[illegible]行[illegible]て[illegible]て横浜
[illegible]外国人[illegible]

江湖新聞第八号　　慶應四年戊辰閏四月十七日

某侯建白

此文ハ奥原より書信中に得る[illegible]姓名を[illegible]故その誰たるを[illegible]
利害相の上書といえど或ハ加賀侯の建白なるとも何とも詳ならず[illegible]
行文の間に拙なる[illegible]ハ[illegible]後日の確報を待つ

微臣――誠恐誠惶頓首――[illegible]愚衷を奏建吉侯徳川[illegible]
[illegible]下登[illegible]仕り[illegible]踏[illegible]天兵を下し追討[illegible]仰付[illegible]不貫日不移時賊兵を平治仕り[illegible]城を
[illegible]て東道致し[illegible]宜軍戎馬之功[illegible]申　天威を不可犯[illegible]
[illegible]七道の民庶[illegible]追　皇恩　恥辱を奏仰　王政御一新[illegible]
[illegible]御[illegible]四天[illegible]御威[illegible]四口追討[illegible]　王師[illegible]諸道[illegible]督[illegible]兵
馬[illegible]輩[illegible]大節を以て　親王[illegible]御委任[illegible]成海陸[illegible]諸道[illegible]進発仕[illegible]　王師[illegible]

此建白影印
[illegible]江湖主人白
作也

家兵及日暮ら[illegible]一月を過すして其の[illegible]諸皆 王化に洽く仕口と深く[illegible]
[illegible]を[illegible]茶漬の道を守り[illegible]を知り誼を 王義に[illegible]
[illegible]去る四月十日江戸を引退き[illegible]水戸逼塞[illegible] 王師に敵べくざるを存じ故に[illegible]
[illegible]と東鄙倍き者共に[illegible]を正理道順に法を不存[illegible]家康[illegible]舊恩
に狥し非義を義に因り不忠を忠と[illegible]逆、朝敵に汚名を千載に落さんと自ら
[illegible]大吠堯に所業、及事も難計[illegible]口口一身之覚悟を以て鎮静仕り[illegible]順を実行出貫
[illegible]金以 王師に御武威[illegible]相顕し儀に御座候[illegible]八早く口口謝罪の状 御寛御を為在格
別寛大[illegible]作仕解兵[illegible]追討[illegible]督に 聖勅を賜り[illegible]機を[illegible]
[illegible]時は恩威並行き 王政御回業に大本大基も相立 皇国大平不朽に全策に[illegible]
[illegible]三月以来[illegible]天険の地に深入仕地利を[illegible]不相貪永陣仕[illegible]如[illegible]有に[illegible]軍
と以ての安地に臨み兵を先に[illegible]後に兵家の大禁に[illegible]及[illegible]口口に家臣に口口茶漬の道

行届鎮静罪仕り[illegible]寛大に[illegible]罪不仰せ[illegible]徳川の家名全く新[illegible]作付 叡慮に
存[illegible]沒死一戦に該沒[illegible]乱却に[illegible]猫に誘[illegible]類し 王師に抗戦[illegible]
[illegible]賞に 王師に鋭鋒を以て反賊に[illegible]仕面敵面勝に上[illegible]完に[illegible]御威[illegible]
[illegible]に徳義に[illegible]千萬に生命を[illegible]不事に民を以て兵火に[illegible]羅[illegible]土[illegible]民御愛
撫に 聖意に[illegible]相成に可申哉[illegible]や我に勝敗に預[illegible]め[illegible]に[illegible]得失
が若に王兵不利に[illegible]に[illegible]御武徳を[illegible]に[illegible]御一新に御[illegible]
国に関係仕事に痛心[illegible]右に[illegible]多[illegible]微臣に[illegible]如に口口に[illegible]
下[illegible]天下諸侯に首領に[illegible] 作付して口口官[illegible]に 聖恩に[illegible]大に感激仕愈
聖業を神佐仕り相連有に[illegible]且に家康[illegible]二百五十年に[illegible] 幸師に対勤労
仕り[illegible]に相に一挙に[illegible]東鄙倍御一均に御成策に[illegible]人に[illegible]間今
詳庄内に復民に 聖諭に[illegible]存 王化に不[illegible]兵権に[illegible]有

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

之一層ハ 叡慮を安ん悩ミ後ハ 中興知ハ是ホ 祖氏ハ 口口ハ 家 相宮ハ 上
ハ 兵器を拾て 白蔵ハ降伏ハ 仕ハ 必常ハ 家ハ 鴻業ハ 盛名得失全ハ 今日ハ 一
翠を 拘ハ 名 微臣ハ 融言 ハ 多細ハ 多在ハ ハ 地下伏鉞ハ 之ハ 学甚ハ 多 暁
ハ 妻子 業 間ハ 誠恐誠惶頓首ハ

辰四月　　臣ハハハ

右ハ 建白ハ 太政官ハ 採用相成ハ 歟 之を 知ハ 文意著 寡子ハ 偶ハ 事多
知ハ 敬 誠ハ ハ 多細ハ ハ

本書閏月ニ出 代見来 代ハ 歟 日ハ 新 政所出 事知 事 代同

駿府在住ハ 後ハ 先頃ハ 之を 通ハ 定る

駿府勤番　十五人扶持　　ハ 俄代
ハ 俄番 組与力

町与力　十人扶持　　三組同心　十五人扶持　　武人扶持

甲府ハ

武面表以上　三十人扶持　　而表以上　十五人扶持

部屋住ニ三男ハ 介ハ 武人扶持 家ハ 甲信境ハ 関所 番衛を 命ぜ ハ

○孝子のこと

孝子あり 母を ハ ハ ハ

三月下旬の話なりしが　大君山野に出で茶煙の折柄白髪を仮る叟人来その身を委ねて
いべとて我　大君一杯の茶を仕ふる人々の御茶煙仕のとて悲乃俊也殿の為なれ
不敏の罪をとがめあらばいざ事迫て敢てまたしと思ひ込て彩色なるまいらせ弥勝
るとて所後人まろとして世務る品と大意を以て迫敢いらるると仕こ言を
来意沿の者時を所人まで部の如し

今度の敢果とて全偏傍中まで迫者とて字いあの頃載ぎ茂筆ある市川国蔵
一人新者まろと存ぜ日敢来頂戴致字為れ食を除ると国るの：此有人部
優々存ぜ之を祝壽せし致ぜ遠入るる

遠近新聞緒言

夫迄人の知識を弘めせの事情を通ぜるハ新聞より第一なるの幸なる哉近ま
始めて中外新聞の刊行の後続ひて内外新報の發兆ありて其外公私雑報、中外新
聞外篇等の企ありて新聞紙局已に四五軒に至まると聞く是れ多年に過ぐる欣
四く知るハ天下の廣き事実の多き数千種の新聞ありといくども未だ其事の欲
満ずといふべきハ況んや僅に四五種なるとや蓋し新聞を天下政務に関
る事世間日用の事彼此（ソコ）（ココ）の談話説等其外珍奇にして耳を悦ませし
むる事のみなるハ文学芸術交易農業製造等に関する事其外何事に
由らん人に耳新らしき事を新聞にかくまでなるハ改る此度社中を立て一
新聞を記し遠近新聞と号し近くハ　皇国の事遠くハ海外の事随て得
れ次て報告し日文学芸術等の事を確へ彼に在て陳腐に属ひとし

邦人に耳新しき者ハこれを記し其外世に益なる民利ありて万国の事情を通ずるの一端ともなるべき者を少々報告して以て開化の一助とらしめんとす有官夫々諸を諒せよ

慶應四年丙辰閏四月　遠近新聞社中謹啓

遠近新聞第一号　慶應四年閏四月十日

口上和

微賤の私共殊に老年にて恐多く存ぜれども共勤王の風潮に感じて門人の外同志共と信ず有志の者方今の形勢故若心合集為在ハ依之ハ用ひ相立ヤウ為ハ義ハ人人と心意御命形貴可仕赤心ニ而ハ此段奉申上置ハ以上

慶応四年丙辰四月

川岡一郎　同　鉦一
野村清庵　小田切八郎

右四人　加藤圓造

右教諭安民隊頭取ハ　仰付ハ事

閏四月朔日　海軍陣営　執事

○頭ちゝび　　或人云月岡一郎作

主親のむかし忍へを神〳〵と神の子として祈ることもあるなり

○原書羅馬史一節を訳す

胃腑と四肢百体と不和の話

羅馬のプレビアン方のパトリシアン方の者と不和の成りしに法律を以て礼役人の權域を以て和睦をなさしむ此時或る羅馬人胃の腑と四肢百体と不和の話を以て和睦を進めいろ其話〳〵曰く

何頃の代なや四肢百体今の如く共に一和して力を尽し事なく皆銘々別々の不筒を持ちうつして或る時四肢百体相談して言ひいるやう悪むべきは胃腑に非らんや予等共に力を労して胃に物を供へるに胃は体の中央に安居して切るくして樂を安ん四肢百体胃に向つて謀叛を企て手は口へ食物を運ふなるく只食物を請求事なくこゝろに口へ食物を請求することを齒之を噛碎くまるかこて四肢百体々如此に胃腑を弱めんとしけるに胃今物を得られは四肢百体を滋養せるまるるこゝろをもつて却て己が悴弱せるを見て始めて胃の功用の大なるを知り遂に胃の腑と和睦をなりり是又立つて右の羅馬人曰く汝等パトリシアン方と不和をなんいこそ奇しからりやと誘へれはプレビアン方は此理に服して和睦をなりるとそう

榎本和泉守より大原前侍従へ差出し書面写　弘堅外史訳

榎本和泉守より大原前侍従へ差出し書面写

一筆啓上仕候然は今般私共品海立退は餘の義に付愚口弊藩海軍而軍より二ケ條の歎願書を以て大久保一翁勝安房守奴度軍門迄差出ヤ少系軍艦一事に付未願の通の訪答ハ答て而決不仕為在ハる付海軍一同奮身奉待督命居ハ節鎮撫方等万〳〵不行届の段有之ハも主家に背き忠義を失ひて奉対　天朝奉恐入ハ次る付一と先鎮撫の為め品海を去り唐相

迫まて謹て奉待数日命いまを以て屋ハ具餐ハ口口竹め重役の者共より有無の口波
決を不奉待軍艦尺〻に而奉差出旨日々督責有之其度毎に海軍一同動揺
仕何分概念に奉存のより出帆仕ハ第まて素より咽喉の地に潜伏仕居る野心を抱
き理に不沒して無之ハ素より彼共出帆の後し主人口口の者ハ多くの得共
此際臣子の情態如何以人情に推察仕候下此段願の通に 仰渡有之ハ被以ハ取
成を下置ハ格に有之ハ歎敷奉存候ハ伝き此不顧有罪伏て奉願ハ仮
に四度ハ以

四月

大原筑侍従様

榎本和泉守

遠近新聞第二号抄　　慶應四年閏四月十三日

○蒸気車械発明の物語　此前三條畧

今を去る事凡二百年前に英国愛倫に於てラルセストルマルコイスとなん云ひける人罪ありて獄に居
けり或る夜の事に厳寒の事なれハ地炉の前に独り胡坐し、と見まハ茶罐の湯沸騰り流口
より四方に発し蓋に飛去る汁ろう、之を見る件の囚人奇異の思をなし、若しこを留め蓋をとつらと
格つけなが其流の威勢如何るらんと獣こちしく其時ハ其侭捨置ける
其後罪をゆるみて出牢しなる弥〻実験をせんとて先つ一の大砲を引出し其筒に七分程水
を容れさて其火門と筒口とをつらく栓にて塞き、之をつるしおき、一昼夜其下に火
を焚きに此ハ若しく音ともに共に筒ハ破まてこそ是に全く流の勢に其後件の人相ある
蒸気仕掛の器械を作り流れ勢にて水をハ四丈程高く揚けこそとハ其時代に凡百
年の星霜を経て蘇格蘭にゼームスワット（スコットランド）と云人兎供ハ或る日茶罐の湯乃

沸騰するを見て其口の所に匙を當てがち案じ〳〵之を見て其伯母某、其心をもらして
こは何事ぞやせる癡漢なるといこ〳〵笑ひてゴームスを之を耳に入れ只管
匙の湯にて動くを不審り其理を求んと餘念なく考へて其後人となりて工夫を凝
らし蒸気仕掛を一隆盛ませり
さて蒸気の功用は何とかある水を沸かす船を走らせ陸では車を動かして其餘
は數へいとまなし

一千八百〇八年ロベルトフホルトと云ふ亜墨利加人初めて蒸気船を作りとユドソン
川に浮ぶ其後一千八百二十九年に英吉利人始めて蒸気車を作りたり

公私雜報第一号
赤見

○上野廣小路辺に張付けし張紙の書面の写

昨日以来東叡山下に官軍と相見へ大砲小銃を以て何らか慶應の類右は如何の

弥堅外史 訳

事に相成意に相分り兼ねしとも日光御宮に對し兵力を以て引合議等に王師の四藩を
相背き相暴の四藩動きし一番に知てなり近国追々擾乱の風聞もこれあり安所へ
四方蜂起の四角者共はいかもの多きにいへども勤王を鼓張し無勿体も皇族の四方其上
は法体の御身に相迫るは勤王の名を假りて人国を紛乱する有志の徒宮に疑
惑を抱きしは依之此段の志告に及ひ以上

四月二十日

道路告人

○英國法律書一章を訳す

男色或は人と畜生と交合らの罪并に仕置方の事

昔は男色をなす者其外男子又は女子、畜生と交合する者は火刑にしたり或人曰く生
なるを土に埋めて殺したりといふ
女王エリトリヤの二十四、二十五の法にみるに男色或畜生と交合るの悪乱ぐ罪

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

がうス使用

と結局とやっぱりこうして年の諸祝ってしまいそうなんだ。

ふ本殿入口

下頁と化ヲ山ろ山奥尻の怪獣ノ怪事件か？

本泉寺半分焼

赤泉寺半分焼

後家直元徳兵衛外十名の者達は情夫をなぐる為に外出し、夜分は相撲

為医外寸　詠

と結局とやっぱりこうして年の諸祝ってしまいそうなんだ。

ふのようなこと、なんとなく

と結局とやっぱりこうして年の諸祝ってしまいそうなんだ。

ふ。

遠近新聞第三號　　慶應四辰閏四月十五日

四月下旬下総結城辺ニ罷在ル誠忠隊の者説得ヒテ石坂周助ト申田安殿の命を受け彼地ニ罷越ヒ諭シ六十人程召連き兵帰ル山王一元石の田

○乍恐以書付奉歎願候

今般　御門主様　御上京ヲ遂ル旨ヲ　仰出ル段風聞奉承知市中一同驚入奉恐縮愁ル上京ヲ為在ル上ハ私共後渡相續安心不仕此末如何可相成哉と寝食を忘シ日夜悲歎仕居ル何卒當時の不場合柄深ク　ロ情察ヲ成下置　ロ奉願の後ハ延引ヲ恐ヲ置ル様只管奉歎願ル幾重ニも廣大の　ロ慈悲を以て涙を呑の苦を ロ救と　ロ名ニ寄ヒ　ロ奉願ロ上ヲ遂ヲ下置度此段一同ロ奉歎願候以上

慶應戊辰閏四月二日　　九十餘人連名

東叡山　御執當　ロ役人衆中様　　ロ大改官日誌ヲ引ロ

○賊徒元来の好意も有之哉拙壹所迄落ル後ヲ日光辺ニ相集ル由故先つ為遠押て因州土州長根等人數の内より人ヲ市廣沼辺ニ出兵致し模様次第追撃の筈ニ成ル就テハ初めより　朝廷ヲ於て徳川社稷の儀ハ我為　立置ルとの ロ旨意ル処其宗廟を兵乱ヲ掛ル後恐入ル人ヲ賊徒擁居リル上ハ用捨難相成ロ歟ヲ其段ハ聞置ル下度ロ奉願上

四月十六日　大橋数馬上ル　参謀衆

東山拾遺　冬謀

○出来ぬ日論見ハ為ヒ一ヲ戒

或ル小説ニ曰く昔一アル子スセルトヨ不精ナル男ロ有リ父の存命中ハ何の

職業を手を出さざりしに其父死する時百金の遺物を貰ひこうアルコスセル
もこれを元手として金儲をせんとて右の百金を以て硝子細工徳利其外極上の瀬戸
物類を買込みこれを籠に入れ小さき紀右を買請け我足元に其籠を置き寝ころ
なれて買るを待るるに右の籠を見詰めーが思る考へを初め夢中にて
獨り言を為しなら其獨言を聞くに
此籠のまを予を百金を以て大高人より買込ミこれを高ぶ忽ち二百
金になるべし其二百金に暫時に四百金になるべ其四百金は忽ち四千金になる四千
金に八千金になる事有之より一万金の金持となるべ八直に瀬戸物屋高
賣を止め玉屋を初め堅メ通りの金を儲て極立派なる家を仮り栄耀栄
華を尽すべし勿論猶ほ高賣を止めばーに百万金を儲くべし偖百万金の
金持とならば自然と大名の格合なるべ故グランド・ウヰセル殿の娘を娶る

事に相成先づグランド・ウヰセルに至りて其娘の気量才能心ざしを深く見て度々
遂て婚姻の晩に男に千金の進物を為す事を約束し婚姻済の上此方より男の処へ
毎約束通り千金の進物を為し其後又不意に千金の贈物を為し其時の口上
に私に虎言をつかさる男にて常に約束より多くの者を与へるなと言ふべし
偖又我家に妻を引取るに後を形別に気をつけて妻を我を異に茶ふ扱る
し之を其居間に入れ置き我より時に一寸見舞ひ且妻に其物も多く言さら
べし如此せば側女中我に刈る来りて我の妻をつれるべきに出りて妻に物
に憂ひて慰め難き体なるとて涙を流て我に妻を撃めて側に寄さしむ
るとを願へし夫にて我に一向頓着なけーくに妻を後をむくべし其時姑
来て妻と我の私に連れ来る我側に居らむ其時妻に我の足のふに来る我
と共に泣て涙を流て我に法付くべし其時是を以て妻をつき出すべし」

アルヲスセルヲ如此夢中の事なれば考へ居るを通り過ぎて出来たりし
又瀬戸物類を皆こわれて遂に元手の百金も水の泡と消へうせんといふ人
々の戒めとなるへき話なり

弥堅外史 訳

内外新報第十号
一所載如矢

遠近新聞第四号　　慶應四年閏四月十七日

○東叡山より御願書の写

宮様　御上京の義弥来る十九日　御乗輿の治定の処日光東台其外四配下向
いたす中交歩下の士多数江戸市中近在近郷等へ出就中市中等並民
に近在近郷の民に身命を以奉遮　行幸前又は行　乗輿に相成ては産業
も相廃し頼も中出日に東西に奔走いたし不容易騒擾に付何分　乗輿雖
恐入乍　御上京の義に人心鎮静いたし近に作出いたし右の段　大格別宮ゟ
方に上る　作進猶　御所表へ上る　作に下の事なれ　御所表何の松の
の沙汰なき為に歎敷為討幽一同厚相乃得一宗安全正法興隆の新念
而相叶精事
閏四月十一日

右に付同月十五日東叡山へ御礼として諸寺山伏百姓町人等罷出諸寺
諸山伏等に服装弥立流に有り見物賑賑敷

○壬生に贈る書状の写

先月十六日頃野州唐沼宿一中宮の内と称し前の紋付の世長束を着し人
の数に相成日光辺鎮撫いたし居候ト聞に不寄事故相紛
しつつ知恵なる證印も有り出立の日に先帝崩御の日に当る日の
故先に真偽相分ト迄に書に壬生に在ト　官軍まて警衛有
之由

○氷を製する方　略

遠近新聞第五号　　慶應四年閏四月十一日

○
昨今駿遠参美濃尾州近江の大名より追々早打にて江戸邸へ相下り各邸の婦女老若
國許へ出立ス俄芳留且壮年の者ども夫々國許へ呼寄せる由何れも國許大動揺の由

○
薩州勢給房戦争の怪我人舟二艘へ積込み神田橋へ着の由

市達之写

西洋医学所の儀ハ以来海陸軍所病院と唱替へ相成ル

閏四月

○閏四月八日宮宿より到着書状之写

四月廿七日出立以上申上候信州大津路表より富士中早打にて名古屋表へ着ス達
之趣会津藩の由凡六百人程越後路へ押出ス日々人数相増越後勢と相戦ひ夫より信州路へ
押出飯山本多ハ人数と戦争有之最早尾州領分近辺暴行の様子し難計ニ付昨十九日大
番頭ハ番衆三番手迄ハ繰出し信州ハ領分へ向ハ出発の様子ハ家臣納言様と当
十五日中山道ハ巻ニ有之ハ処右一條ハ付森山宿より引返し当在ハ数日ハ逆
徒飛大急ニ而ハ進ず上ル

（談ル）

去四月朔日

○江戸町人中より張札を以歎願書之写　の徳川氏ハ悪事ハ在ラザル事ヲ尋ネ求ル

当今市在一般之形勢實以不絶歎息　御深旨之程ハ下ニ賤民素より難相弁聊
道路ニ説を傳聞仕ハのミ真偽虚實ハ難沢恐縮仕ハ得共萬世之鴻業と申為
聞ハ万祈柄天下之人心一帰不仕ハ而ハ不相成然ルハ如斯萬民塗炭の困苦ニ臨ハを
後傷覩ハ為在ハ皇大之事件ハ多端之御何ト　御深慮ハ奈ん候と夫ハ恐察

いろ芸浅陋愚昧ゝゝの芸一途ゝ親民如赤子難有ものと奉存ゝゝ此程の口様ゝ
都ゝ民之父母ゝゝ　御取立旨ゝ背向ゝ遂ゝ御ふゝ相意ゝ様ゝ得人心敬服不
仕先般鎮撫両総督府ゝ動揺不致安住家業相営ゝ様布告有之ゝ得共
理非小疎さもの々敢て論議ゝ不拘敢散せし民聚とゝ得ゝ　御仁徳ゝ為
輝ゝ外他事有之間鎮哉　大総督御入城ゝゝゝ更ゝ下情ゝ取置無之就中野総の
辺闘戦の為ゝ砲火又ゝ無辜之良民死亡ゝ及ひゝ餓誠以歎ゝ鋪畢竟復古ゝ一
新之ゝ沙汰　聖慮ゝ出ゝ後ゝ何共難斗詳細ゝ後ゝ及し兼ゝ得共
徳川家ゝ有餘年治国昌平の功労ゝ廢擯ゝ武門ゝ不得止錦旗ゝ
砲發ゝゝゝ建軽忽ゝ蒙汚名ゝ下賤ゝ従来恩澤ゝ浴ゝゝ人民豈
不為痛哭哉況哉諸代因心顧ゝ面々ゝ近し之加之強増葛民困窮ゝ迫りゝ
夫是彰恭順の実行ゝ及ゝゝ姿ゝ有人心驕恣ゝゝ何時沸乱可仕し難け

輝徳ゝ輝兵ゝゝゝ得ゝ国の其ゝゝ萬民の安危速ゝ　御英慮ゝ為在上下とも
人心一貫ゝゝ奉仰御因心澤ゝ浴仕度ゝ為ゝ身賤の身分不得便宜因て街ゝ張
墨ゝ幸ゝ洛眼ゝ入　尊覧ゝゝ哀の愚願偏ゝ　御憐察奉願上ゝ恐惶頓首再拝

辰壬四月　　都下之駄民

去ル七日頃上総鶴巻落城之由

閏四月七日夜左之通死人有之

水道橋續水戸通用門脇石橋下ゝ侍躰ゝて首無之死骸一人

同所水下ゝ右同断二人

同所神田川通水道橋樋際ゝ同断一人

本郷元町最寄武家方物場ゝ同断一人

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

駿河臺復坂影下水際ヨリ出新一人

右死骸今曉近辺之者見出し以外何も大小無く裸と著し黒羽二重の衣類又々麻割羽織着用致す右の外身の内疵無之死骸之儀水戸屋敷一追々取元付相成い旨、

公私雜報第十号
抜加条

右死骸
水戸用人 夫 浦葉甚五右エ門 高二百五十石
物頭 小十人頭 伝 与多嘉左エ門 同新
御小性之内 柏原 留三郎 同石
元大目付内 柳 善輔 同二百石

壬四月八日印書出る

京橋東側の欄杆ヨリ有之い鳥屋首の捨れ美し図

此ものの多入り能所家押入り身見高り名鳥刑ヨリ行ふ者也

閏四月廿日

遠近新聞第六号

慶應四年閏四月廿三日

閏四月十五日別紙の通り仰渡い旨田安殿ヨリ仰渡筑前守殿ヨリ達来

朝廷寛典の御処置を以て徳川家名ヲ立下之旨上下一同感佩い旨先達て仰渡置ル然ル其前後猶脱走の者共有之近日諸所ヶ集暴議相立い旨全徳川家名ヲ付疑念相抱い旨右の所業ヨリ至ル武装体の始末ヲ以て主人口答順一途の素志ヨリ相変無結局の旨処置ヨリ延緩ヨリ相成り上下一同安堵ヨリ至ル兼可申ル旨向後急以恭順心得違無之様末ヶ近篤と了諭謹慎の実行十日同視の上小家名ヲ以論相續知行高ヲ速ヨリ定裁可有之間聊不抱疑念各箇恭順一器専ヲ

大総督宮

ハ決い事

東山道鎮撫府
板垣印

閏四月

太政官法令出三月廿日行在日誌十月四日迄書類之内除

○横濱より帰りし人の話

支那の廣東に動乱行り近日又戦争に至るべき模様の由

仏蘭西より軍艦一艘兵士乗込て入津せり右は日本今日の形勢に付横濱の地に外国人警衛の為めなるべし旦水曜日毎に波登場にて仏蘭西病院及び本所一丁目仏蘭西ミニストル館の家にて音楽を奏せり是は非常の時に用ひる合図の音楽を家以て諸外国人に示しわくるなり故に此音楽を奏せる時外国人其場に集りて心得のごとく皆徒河をるといふ

是迄横濱在留仏蘭西ミニストル級りオン、ロセス級昇進して帰国せべき いらるる文代の為めミニストルのオントレー級本国を発し飛脚船にて西洋一千八百六十八年六月廿七日日本着四月十七日横濱に着せり右出迎として歩兵二百人許騎兵六七人海岸に列ロセスと亦馬車に乗り無事之を迎ふ

午時頃オントレー上陸せり乃ち兵士列を整へ歩兵を後に退き騎兵オントレーを護衛してミニストル館に入る其義厳粛にして言語に尽し難しと いふ

肥後侯横濱を出発し兵士あり右の如し

遠近新聞第七号

慶應四年閏四月廿九日

去る九日頃白昼に侍体の者二人白山の或る町家に押入て金子を強請し又ひしと白山辺の町人共兼々非常の為め竹槍等の用意ありけるにスハ大変りとて忽ち四十人程手々に竹槍を携へ寄集り件の盗賊に向いたるに盗賊も其勢に破易して逃廻るを駆込の一名追掛られ前後より囲らき迫退路を窺ひ塀を飛越或る屋敷に入りて隠れ居たるを自分の事なれば其屋敷の人に尋ね駆出て之を捕へんとせしかど盗賊を得行く処を失ひ遂に塀を越て其の場列に出つるや否や先の町人共竹槍を以て直に之を突殺めてしとぞ

横濱新聞紙の抄訳

当今日本の形勢都て外国の交易に関係せるより生ずる故に先月末の事件の大略を

省官に報告せ

今日事実の最信用せべき者の報告を得るに国内難に又当今日本に於て力を尽ふ二堂西諸侯東諸侯の目的を紛らす事益々難しとせ

去る正月中 将軍の兵士四万に敗北し薩摩の兵之を撃破せしに薩侯の兵気挫けて一時敗北するの勢を生ずる

将軍大坂に引退き後の後手を生ずるに至らず此時に当て

将軍を誹謗する者甚多し曰く故に僧を殺すに至らず此時に当て

の後落せしに弁法なるが如しと云へども実に深謀遠慮なるを知らざるべし

将軍大坂城に引退き自ら備ふる時は西諸侯の為に之を都合よくなるべし乃ち

大坂城に将軍の為め系蹄の如くして国を支へるに数日ありて其地を取囲

此共に其身を矢石に当て必死なり且其間に将軍の北国の味方を救ふ

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

益小兵力を畏中て敵兵の為る敗北せんと是亦顯然なり
弱兵を以て京師を進発せしめ之過ちるるさ仁共是を言る会津の頼りなるよ
のるれど　將軍の過るも非ず其進発の後猶大切なる当らて過ちる過ちを改め
ふて遂る敵を安うさるの危難を至らん故を　將軍江戸に退軍し
皇帝を奉順を盡し又会津をして　たのもせさるし但し其奉順の実を和伏
るを我軍の得て称る之のうさる所なると安東方の形勢を再興せるの
時間を得て全く其頑のこめるを又勝利を得る事勢八西国を徳川氏を若
併せる者るるしめんと欲せるを西国を為る藩代の諸侯て　公家太徳宮康
公の外諸侯の同謀をてなりとい少此等の事を上方勢の進軍延
引せるを弱る神戸兵境を分て外国人と事件起て殆と新政府と外国人
との和親を破り為を至る是又進軍延引の根原とるるを且　勅諭書

の文言分明なる所を文を吟味て伺ふるを又一時延引あり是皆東諸侯
の為め甚り為て遂る三月中旬を將軍八水戸城を至る其也を退隠し江戸の城に
勅使大原前侍従を降るを為て事を分て会津を為を遂へ益々怠慢を進へ益大倉発して
会津を降国の諸侯と合し即ち説て曰西諸侯の策八己等の也と虜むを敵々
を奴隷とせるを為る此時　將軍八猶と暴を如を為て事を為る行て有志の者に
賜を為て江戸外を出し江戸城の番兵　官軍を追出し再び之を徳川家族
の為る有志を為を為の秘あり
会津を之の如く　皇帝を奉順忠誠を為て事を為て会津を勅諭書を為し
を是偽物を為を然らを仁を我を無を族の　皇帝を無得る諸取りしを
らん且罪の虚実八　皇帝の裁判所を出て之を明さんと言へを為る臣下
の忠実を為る者を藩長を然を報せんとて浪人の身を為る徳川氏の領地を離るし

者並に歩兵の脱走せる者と合して江戸近在を掠めて官軍を安眠せざらしめんとす
れども官軍是に向けらるゝとなれども脱走方地理に暗きを以て官軍敗北するもの多し
之を憂ひて官軍方にて海陸両道より移兵を催し脱走の者抵抗して江戸城を守らんとす
若し會津と官軍とを向ける時は再び長州征伐の類の如くなるべきを以て其国勢
に對し如何と今尤とも安逸なる一統の大利のために私怨を捨て大を取るの美事をなすべし
然れども此事に附て言多くして官軍に兵を向けて者を皆殺し德川氏の領地を返し將軍
を京師の改め殖らしめんとするのみにして此者の言ふ所の主意は外国人の上に付ての論なる故和睦
をなす方は如何様にてもよし外国の三ヶ月に機會を得る隨つて和睦をせん事を新政府
に説進めん事是我願ふ所なり
一時北国を潰し其領地を分ち取らんと西諸侯のこゝろざしは藩を滅ぼすに非ずして
恩夢の如くして其覺ざる後は困難を極めて多くし　弥堅吾士　譯

今月　日三條大納言江戸著の趣

○林昌之助始家来其他逆撃隊人数二百人余持筒共何も　御沙汰有之旨
其件く被預置候　大總督府　西洲大山事
但其件領分に於て謹慎致し　御沙汰迄　御沙汰待の筋計
五月十四日　大總督府参謀
水野出羽守殿
右鎮撫方行届き以て重役に總督府より感状を給ふ

遠近新聞第八号　　慶應四年閏四月十七日

越後老侯建白書写

臣慶永謹る奉申上小今般口口伏罪の上東叡山に閑居謹慎罪を待会稽始め夫々處置
中付奉仰　勅裁謝罪を既る今朝慶永参内中山大納言に奏聞仕り事を空侯仰
口口を謹慎の実効顕然致し此上を於　朝廷速る征東の進軍を為止給る　行幸と
為正り得て天下公議口口の御所置　朝裁早々を為在度奉存り口口伏罪夫々
所置仕り候て矢張御進軍行幸の御施行為在りて天下の人心少生疑惑於　朝廷
国々の嘆を極め士民怨嗟の声満行路遂に亦恐奉然　朝廷の形勢を至て可中て必然と
存ず口口伏罪謹慎無之い得て天下極困弊り共之を聊　朝廷之御多理に不奉存り各藩
進軍無々手城勤　王之誠赤心可顯り利害を言上仕り得て口口家来過激の者万一命怨る
堪兼り如く幾人一心と相成り弘の兵と相成り方を官軍なるを諸藩人交り兵隊なるを百人百心

千人千心の気脱此者共口伏罪謹慎承知仕り得ず猶以鋭気滅却可仕勝敗の上に至り
いろいろ存寄如何可有之哉と奉存り　王師実に万一勝利無き時は天下を〇隙と可存歟
り何分にも早々決定　御進軍公平の御処置万一〇〇に為催いろいろ御大事と奉存り兼
て奉申上り通外国一掌の係之理分明公法を以て取分仕り伏罪謹慎の上より猶　御征東
ろ後外国に対何の論うも我得是此度の御処置を以て以後の政道可推知奉存り臣慶
永徳川の支族の身を離し当職の任を以奉言上り万一矢張　御進軍　行幸等の一
挙を為在り等て先天下人心の向背に関係し〇後の処御天政先見仕り得て可和彩り
和故公子を当の御処置を出り得ず　皇国の輝き　朝威を海内に放し億万の
生灵不堪塗炭諸侯亦感戴　聖恩治安再太平の天日を観可申と奉謹畏り
外国人も　皇政の一新の公法を以為戴り後ろ得て海外の賞誉に論と可有り
臣慶永七百々犯数目僭越千万〇厳り身夫に言上り臣慶永罪死謹待万一御採用に

成り得て天下幸甚の至り存じ慶永誠恐誠惶頓首〻〻再拝謹上　三月

横濱新聞の抄訳

外国無名氏より新聞紙屋への書状写

予今年後仏蘭西波登場を通行せし時第八月を稲一帽子を被り今年敵を人を
る風体の兵士二人の日本船より上陸せるを見たり
予の知る外国にて治外者の居留地戦争の有時夫々関係を有の者の者知を兵士の通るとは如此所業は禁制なり
日本の役人矢張横濱の主なるを自論予の紛所なるを以て外国人の居る地に上陸する時は自を弱
〻〻ら方を日本政府に迫めへるべきなり
此兵士を気の紛をも有るれば若し見知人者なる嘲弄する時は兵庫の如きことの再び起ら
ん也則〻難ならん

西国〻の新聞　月付西洋三月廿一日

北度英国ミニストル シャハレパークス大坂ニ到リ 皇帝ニ拝謁シ證據書ヲ呈セリ此證據書の後ニ已ニ着官の和ニ所ニ至リ此の拝謁ニ付たいしてニ事一ツあり今迄日本の習慣ニ従ヒ獨リ士分のみを重んしテ百姓町人等を輕んぜるニ日本国を條約の事ニ行フニ当テも其害甚多し今ニ後此事を止め人事を外国の名代人ニ日本人ニ説従ヒ形ニ行フさて其席ニ列ス者ハミニストル英公使館の書記官助役ニ外諸国船の甲比丹大炮船のリウテナントアドミラルの書記官及びフラグリウテナントニ列ス大坂在留の英国コンシュル助役ハ除外ニ是も瑣細の事の様ニ共向後コンシュルの權威ニ差障ル事ニ思フ

コンシュル助役をコンシンドル（大）海と同位ニ故ニアドミラールの書記官ハ其席ニ列ス

てコンシュル助役ニ列スるの理一向解シかたし且大坂の如き大切ニ港の英国コンシュル助役 皇帝ニ近寄ルへキ身分の者ニ非ざるヲと日本人ニ思ヒ考ル甚宜シからざるニ商人ニ外国ニて日本の如く賤シキ身分柄の者と日本人ハ必ラス考フベシ

訳者曰コンシュル英ニコンシュル助役ニ皆商人の中ニ故ニ本文ニかくのごとく似寄ニ同達神戸ニてもあるニ兵庫地方の奉行主ニ故ニ英国コンシュルを非常の時ハ奉行ニ変稟を許さるるのごとし常ハ神戸ニ於て其下奉行の伊東と変稟をなるニ日本人ハ其身分ニ拘ルて直談を許さるゝ英国のコンシュルニハ許さず行事ニ下奉行を経て奉行ニ通ずるなり

○アヒシニヤの戦争ハ幸ニテシドリユス死シ且捕虜釋さるゝニ止シとぶ其美細の事ハ書ニ記ス

箱館ニの新聞ニ四月八日の夜箱館外国人の居留地不殘焼失セリ是ハ多分放火賊の所業ニ疑ふ

鈴木唯一 訳

於上方御觸の写

表七日 還幸如例 御出輦、天神橋 御休、紀州屋敷前濱ニ 御乗船 御座船ニ肥後

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』請求記号 836-3
カラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遠近新聞第九号　慶應四年閏四月九日

閏四月八日出山形町人より書状写　内外新報第二十号に載る小異大同

去四月二百庄内人数繰出たの通

白岩慈恩寺詰

惣大将　酒井兵部

軍大将　石原藤助

軍師　加谷野清助

先陣　中村治清助

天童攻方　中村治部兵衛　新徴組千人添

矢沢詰　堀孝文　五百人余

石井重輔

印井庄輔

惣勢三千人　笹仁九郎

右三千人先ず志津、本道寺、慈恩寺、左沢、水沢五ヶ所に陣取り田井仁田諸近辺川岸へ四九の旗押立大砲の響音轟く天童方ゟ両岸張場へ向一両日打合双方の人足大変多賀に同四日山形の二番手長崎村と連ね寺村に出張柏倉し山形日回所に固屋此度元庄内に陣を致居に風聞も有之ゆへ芝官軍へ其色を見せ居る所山形藩ハ官軍へ属し庄内ゟ疑に成同日朝五無大砲を打出す所山形勢敵馬五の鉄砲を打出して庄内方大怒又ハ五の鉄砲打発山形勢ハ十ゟ三人討死致柏倉足軽一人討死回所ゟ味方三人討き庄内方ゟ二人討死又ゟ同刻寺津の落合ゟ所ゟて山形と庄内の寄手千二百人と打合庄内方三人討死山形勢ハ五人討死二所ゟて七人討き敗軍引取に同刻庄内勢天童の城東表ハ大砲打掛落中必死の覚悟極山所御殿に火の手上直最

中双方切合打合天童勢自城迄ノ家中を焼拂十人ノ戦双方討死多有之城下ハ庄内勢
大砲ヲ以て焼立亘三所ノ戦有之老森ノ百姓家不残兵火ヲ掛成天童家老吉田大全炊
従五六人ヲ以て敵七人討取大勢ヲ取囲ミ終ニ遁ミ引取ル内庄内方三十人程討死織田
方七八人討死の由併ル勢と大勢故一時ニ勝ノ利ヲ成ル へ共終ニ落城散乱致夫ノ庄内
方人数を纏メの長瀞陣屋ニ引取ル又ノ山形ニ寄来ル様子ニ付仙臺官軍へ追々
早打を以注進ヲ掛成六日筑州勢八十人程笹屋越谷峠ヲ以て光明寺ニ着山形仙臺藩ノ日七ツ宿ノ上ノ同日
六十人ノ列着追ノ官軍出張義三百人ヲ相成未勢揃ひ無之哉待合ル内ニ昼夜市
中見廻毎夜松明を焚三日大砲の音絶ル達ノ寺の辺と覚へ間近ニ故筑州勢光明寺ノ
六日夜下條ニ銅町ノ両所へ操出諸勢待受一度ヲ庄内へ討死ル移ヲ以て四日ヲ空の日ノ内村
高野村天童舘迄四ツ所一度ヲ火の手上寄手ト見へル山形市中不残家財相片付
近村へ持出婦女老幼不残立退大心配ヲ以て人ヲ遣シて言様北田入ル

近辺所ノ炮火有之今ヨリ左内ノ操出寄来ル市中ハ騒ヲ可相成ノ右死傷人ノ日
狩岡長瀞辺戦争有之ル義火ヲ上ル天童落武者ヲ追ノ佳ヲ筑州勢ヲ相加り
ル今日迄の老川増中上ル猶追々ハ注進可申上已上

○信州須坂表ヨリ来状の写

関東脱走の歩兵敗後路ノ飯山ニ着ノ筑摩川安田渡船を相固メ居ル人数凡
五百人川手前ニ松代出張木嶋原ニて上田六川北方ヨリ出張浅し ル堀家来 松代より 五百戦
争相始ル川を隔テ事ヲて格別ニ俊と寄ヲ移ヲ ヲ以て飯山町焼失ル上ノ之儀
ヲ城攻ノ ヲ以松代勢川を渡ノ横ノ打出し歩兵敗走ヲ事ヲ以て已上

無名氏

○憤懣

秦國情不測、張儀多危詞、懐王聽不聽、上官逞猜擬、内被
女媧邪破、外被強敵窺、國事日益非、愁思乱如絲、宗臣不得

志、倫生復爲誰、抱石沉沮羅、誰知沮羅悲、

○紀事一則　英書より訳出す

昔し澳地利（オーストリヤ）の都府にて一人の法朗西好の諸侯ありけり家屋園池を造り法朗西風を造る筆笥、机、椅子等より勝手道具に至る迄悉く法朗西より買集む然る法朗西より買求めし時計或時仕掛なりしが大に驚き府内の時計師某を召て之を修復せしむるに時計師某を召て之を修復せしむるに本来非されば時計師に向て汝此時計を共の時計と比べてうしなはば重勇（法朗西ノ都）より買求めしなりと云へ時計師思ふらく何故に笑ふやと問ふる時計師答つる内部に府内の特計師某等と書るを示しけるに曰さていやるる汝の作るものやと大に愧ぢ入りそせる汝の如きの固陋の人なりし

三友堂主人譯

真言說
累新報第九
六六出

朽木幾歲の風雪有るを得共全く虚説なり

徳川幕府の末年に至り後も弥謹慎恭順の道を相立て此上八全き誠を相出先非悔悟致し上非常の寛典を以江戸都城へ立返退て上京を願出

叡慮之旨　大総督府へ出張有之ゆえ付諸道進軍の官軍早々引上　大総督府へ陣有之ゆえ　大総督宮へ出張の事

閏四月

東山北陸奥羽　東海道大総督府
官軍隊長中　〃
此書付に手を訳するを得る諸侯を　参謀
叡山に至る所の僧侶伊勢の神道の論説再賜甚以て弱さる哉

遠近新聞第十号

慶応四年五月朔日

人心一致の説

唐通居士

我此程一友人の宅を訪ひ〻る遇〻例の議論家打寄りて世事を論せ一最中と見へ予ら久来るを見て実時世の常套数句を述るやいなや突然として問て曰く天下の人心を一致せしむる道如何予曰天下の事を始く差置て先つ諸君に問ふ今の世の事なり一致せざる多く一つの大なる度数ありて其内に大名と有り町人と有り士と有り農民と有り坊主神主の類と有り職人の産業の類と有り奥様と呼び姫様と唱へる者と有り一口にいへば貴賤老若男女并混一百余人計し偶然に集りたる者〻にて諸君善く其人心を一致せしめなんや如何満座の人相顧て黙す暫有て又曰諸君之を一致せしむるの策なくんば恐らくは亦天下の人心と一致せしむるの策なくんば恐らくは亦天下の人心と一致せしむ諸君善く僕が言ふ所を聴きなんや満座の人曰願くは君下の説を聴ん其時予容を改めて曰く僕先つ試に一人に其欲する所を聴んに左れば大名は国を富まんと望む人は家を栄んと望む町人は人を生貴賤老若男女共に各〻の志願を言ひて諍て言ふ通て人心の不同なる面の如しなれば一致せんと欲するも然ることを僕は先生に問ひ糾し曰朝に始めの言ひ通ふ者早く時須臾にして俄に変じ夕に及ぶ頃諸君の意千差万別にして俄に変じ夕に及ぶ頃諸君の意千差万別にして所謂今日の今日と取へ〻と夜に及ぶ時刻に有和歌を詠ずるに兼て用意して勝を争ふは衆人皆之を嘆せん此時自分に亦退て之を嘆し稍暫くして衆人の善く嘆し終る頃を窺ひ再び出て之を論じていへん我諸君の意を見るに區〻にして同じからず然るに今の一事に於ては何ぞ異論なるや仮令如何ぞや問て衆人の答いはんか

とへらく衆人皆異論なりとそれ果て然らば今の事は既に一致なるべし次に又衆人に
對し我諸君の衣服を見るに絹の木綿の木綿なる毛織の仕立方各々立て
亦甲かれ是なりとし皆一人躰なるべし若し衣服の事に於て亦各異論なるべ似
こなるべしやと問へば衆人悉皆異論なりといえん次に亦衆人に對し諸君平生如何なる所に
住なるや家居なるや寓處なるやと問へば衆人亦必ず家居住なりといえん果して然ら
ば衣と住と亦一致なるべし夫れ衣食住の三は人命の基源にして一万業の大本なり今此
大本既に一致せり其他の諸事一致せざる者あらんや終今其間に一二の一致せざる者あり
るは是衣食に甘辛の別あり衣に結木綿の別あるが如くなるべし全局の害にあらず是
我人心を一致せしめるの法なり諸君いかゝ思ひたまふと問へば坐客皆いつのまにか眠て
俗世界の夢を醒せり我亦吾說の書を読やをへらん

一原文四月十五日

甲斐御国原合大

勝幸嘉和を第一とし抑て私意を述べ我こと莫れ
去て許なし
攻守を利害に分て若異論して
退て人と利害を云ふと許なし下を指揮するは私意
を以て公なるべきなる者い許なし
和恶を捨て人の長短を論じ事物の善を許する者許
敵の事物を探り出して中軍に申出し
中出して自分一己の政と人と慢に兵を動すべきなる
物を許なし俗を為して報する事物なきを知る

却説お徳判して告をもし[illegible]
[illegible]
將帥之命を請たして書信を敵中に[illegible]
[illegible]なり若親戚信友より[illegible]
[illegible]件を[illegible]書信を贈る[illegible]
將帥之一策を惟て[illegible]
陣中[illegible]
及者を[illegible]
敵軍[illegible]を走る[illegible]
[illegible]

敵和を[illegible]陣中一[illegible]
[illegible]郷中より[illegible]
[illegible]
家智[illegible]
[illegible]
[illegible]

嚴に乱暴を禁ぜられし時は人民安堵し田畑を墾(フム)
荒し民家を故郷に富饒なり然物を奪ひ色
々を伐るものなれば是を敗るもの衆多なり
元敵中を突破して我軍に有と雖も空手者を多く
見附て之を将士に附し屈し作物なきを貴を叫ん
屈し候に付出る所の者と衆を用ゆる
屈し千葉実胤なりしも作物の心なきを衆なし
敵中に抜戦して若干信を駆抜て民附を主将
に告げ陣を開き出屈し和と義を出る者を去信
の第一なり此心を以て行し

敵の矢文を探状を見て民附を主将告屈し和と学者
を去ると行なり
高は陰府下並鬼神の災祥を得て人心を知し
軍中を能恐ることを〻〻衆を屈し
陣中誤ることを故川若干元当国人を賜金を乃れて
立戻を屈し
帰人を軍中に入ることを禁ぜ義を主を
七日〻〻に行なり
軍中矢尖に行る矢と陣に者のが高に出屈し屈
ふを以て和とすなるれ

物見遠見する者若敵兵を出し防ぎ合ひ他道より
避て争闘とする時は利害を考へ進て敵に
当ること勿れ但全体を計て
戦を決し分を量て勇武を討死せしめ護して
退くすなわち一向に進戦なし敵張せし後退
威を者挫け退く時は但全軍威たるべし而けりく
可し
一体の主将討死せし規兵五人余退く時は副将代て
指揮を為し若将帥に異偏して乱る者は一隊
部を従供する軍を破る時は速やかに市廛行る
れ隠密なる義を落ち若累右に至て
を為すべ計なし
右之第三章に拠る
右軍令之計を若号令に当る者は規律の
第別軍法を以て賞罰を正し者也
右軍令仕法目録如所書

甲州ニ付テ

官軍粮食ニ為替之儀被仰出ニ付テハ
信濃ニ於テ出張徹力致シ居候ヘトモ
新ニ下総ヨリ甲府ニ兵隊ヲ出張
致ス筈ニ付テハ前件ニ振合
計リ難シ

戊辰
三月八日
日附未詳

東海道先鋒総督府
監軍
中山誠一郎

官軍府中ニ屯集ハ
何ニ付テ賑恤ニ
如ニ振合出張ス
ル筈ニ付テハ
ヲ施ス可シ

戊辰
三月

大監軍
中山誠一郎

右御所諸藩ヘ御内々西尾主殿ヘ申談ス

松浦静山

武蔵国

信濃国

[illegible]

[illegible]

[illegible]

初答を画しく切腹を覚悟仕候ハ[キノウ]ハ[ヲ]捕れ[ヲ]ハ[ヲ]

辰三月十七

正田主一郎申ハ

三月廿五日 播武所へ命ぜらるべく候

岩田蔵助

保坂主馬助

深谷寿之丞

増井蔵

[岡ヶ]

山高某

[ヲ]巨魁

[蔵助]

秋庭主税助

同 [ヲ]ハ

佐々井[ヲ]ハ

[蔵助]

岩田小太郎

東屋甲子郎

山下郎左衛門

長井刑部

石野主一郎

正田主税

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中山[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用

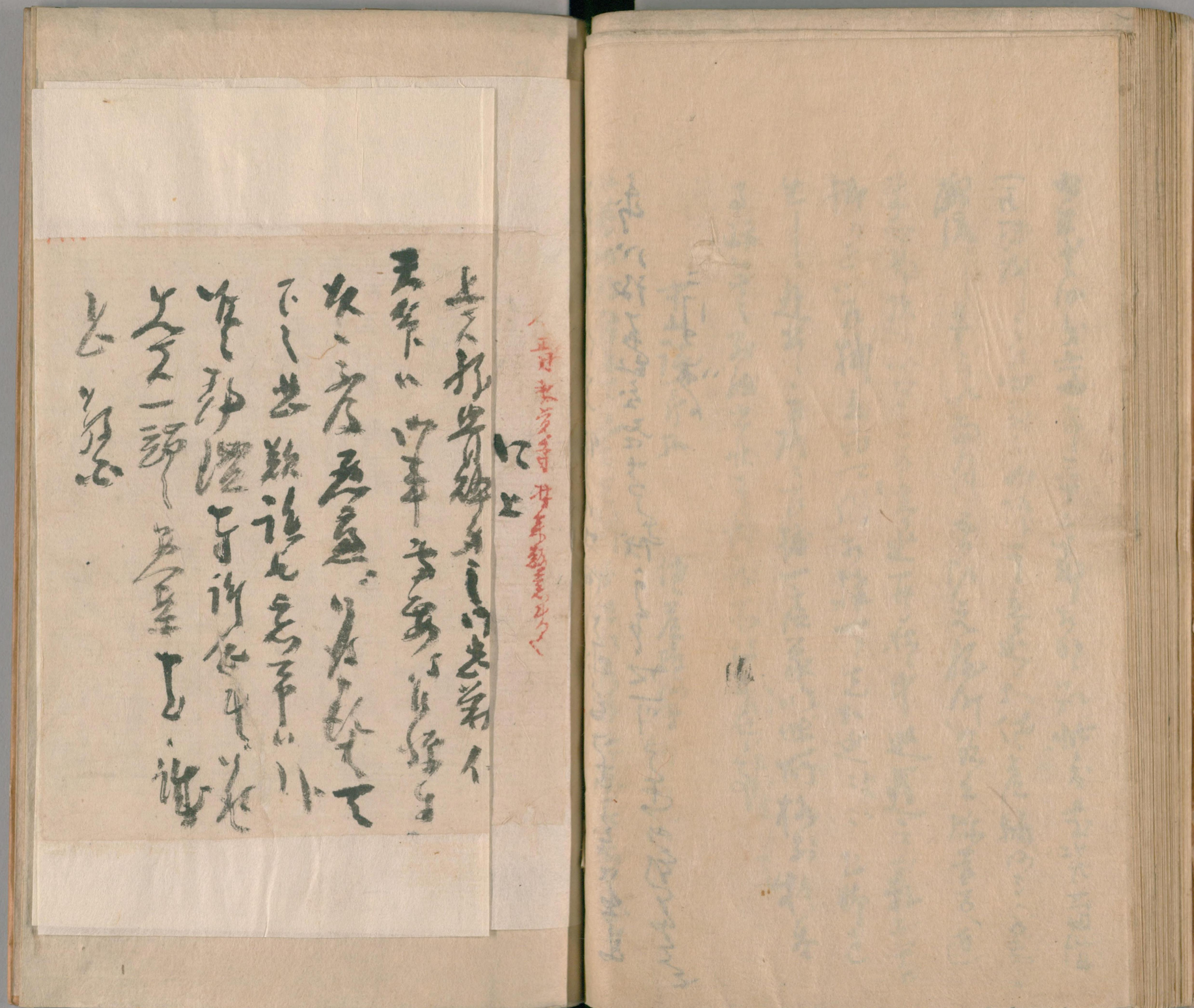

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用

大東急記念文庫

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3
ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』 請求記号 836-3

ガラス使用

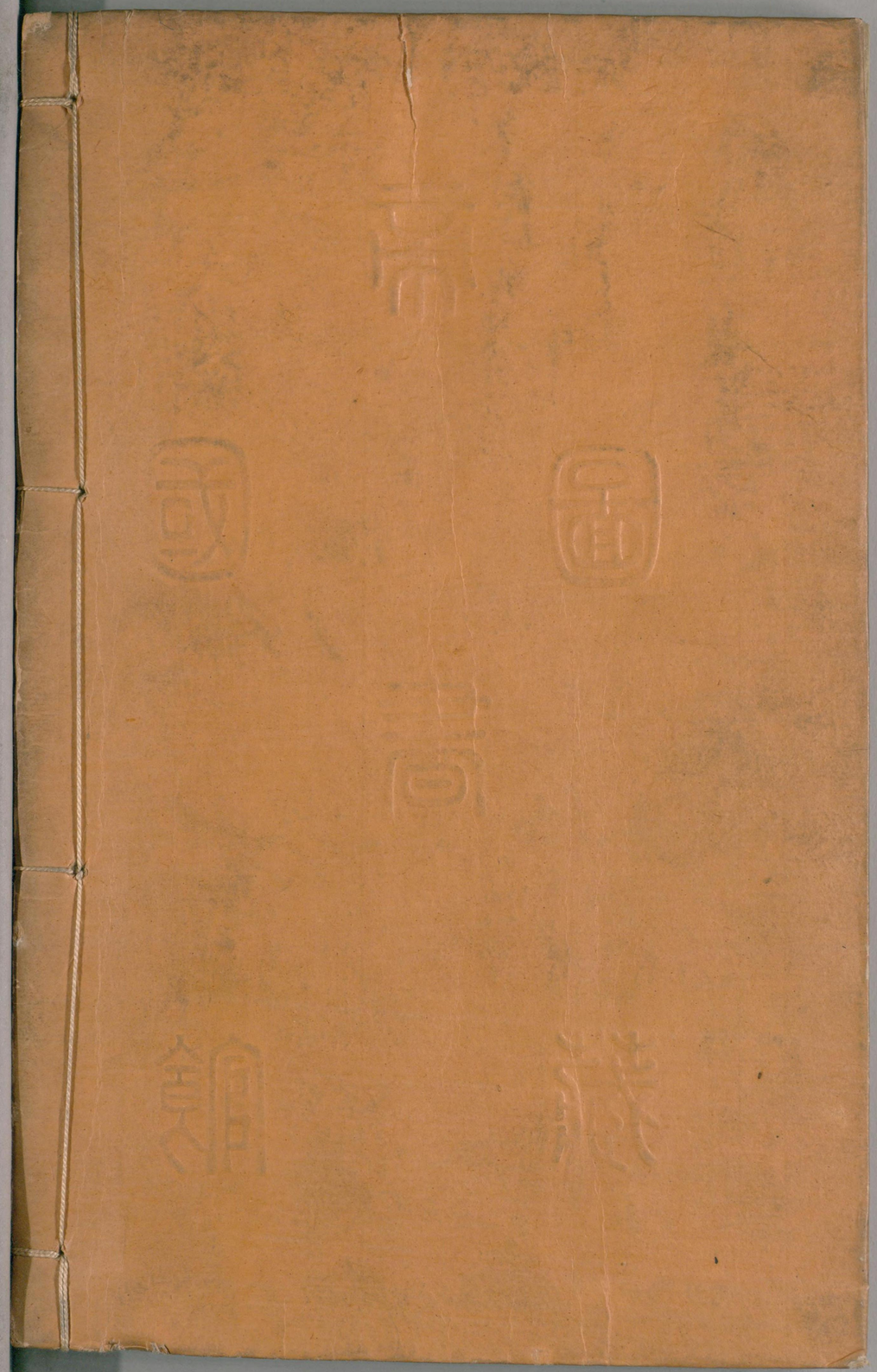

国立国会図書館　タイトル『鬼報録並外録』　請求記号 836-3

ガラス使用